学校法人ソニー学園個人情報保護基本規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、個人情報の保護に関する法律（(平成 15 年法律第 57 号）以下「法」という。）に則り、学校法人ソニー学園（以下「本学園」という。）が取扱う個人情報について、その取得、利用、保管、その他の取扱いについて必要な事項を定め、当該個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

２　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）に定める個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、「学校法人ソニー学園　個人番号及び特定個人情報取扱規程」に定める。

（定義）

第２条　この規程で使用する語句の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

一　「学生」とは、本学園が設置する湘北短期大学（以下「本学」という。）の学生（科目等履修生を含む。）をいう。

二　「職員等」とは、本学園の教育職員、事務職員（非常勤を含む。）及び派遣会社の派遣職員をいう。

三　「役職員等」とは、本学園の理事、監事、評議員及び職員等をいう。

四　「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

五　「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等により特定の個人を識別することができるもの

イ 当該情報自体からは特定の個人を識別することができなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの

ウ 個人識別符号（身体の一部の特徴を電子計算機用に変換した符号、又はカードその他の書類等に対象者ごとに異なるものとなるように記載等された公的な符号のうち、個人情報保護法施行令（以下「政令」という。）で定めるもの。）が含まれるもの

六　「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

七　「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又は個人情報を帳簿等に一定の規則で整理することにより容易に検索することができるように体系的に構成したもの（政令第３条により、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。

八　「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

九　「保有個人データ」とは、本学園が保有する個人データのうち、本学園が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ（当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがあるものを除く。）をいう。

十　「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報に含まれる記述の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除したりして得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。

十一「仮名加工情報」とは、一定の措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

十二「外部記録媒体」とは、紙、磁気テープ、ＣＤ－ＲＯＭ、ＳＤカード、ＵＳＢメモリー等及びサーバー、ＰＣ、タブレット、スマートフォン、デジタルカメラ、ボイスレコーダー等の記録メディアをいう。

十三「個人情報保護管理責任者」とは、本学園が取扱う全ての個人情報の保護に関して責任を有する者をいう。

十四「個人情報保護管理者」とは、本学園及び本学の各部門において、自部門で取扱う個人情報の保護に関して責任を有する者をいう。

十五「個人情報保護担当者」とは、個人情報保護管理者が自部門から選任する者で、自部門における個人情報取扱い業務において、個人情報保護管理者の業務を補佐する者をいう。

十六「個人情報保護委員会」とは、法第５章の規定に基づき内閣府に設置される委員会をいう。

十七「個人情報保護委員会規則」とは、個人情報保護委員会によって制定された規則をいう。

（適用除外）

第３条　この規程は、職員等及び学生が学術研究の用に供する目的で個人情報を取扱う場合には適用しない。ただし、この場合においても、できる限りこの規程に準じて個人情報を取扱う等、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第２章　個人情報の取得、利用

（適正な取得、利用）

第４条　本学園は、適法かつ正当な手段により個人情報を取得し、利用するものとする。なお、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用は行わないものとする。

（利用目的の特定、通知又は公表）

第５条　本学園は、個人情報を取得するときは、その利用目的をできる限り具体的に特定し、次の各号に掲げる事項とともにあらかじめ公表することを原則とする。ただし、公表していない場合は、取得後速やかに利用目的を本人に通知、又は公表するものとする。

一　本学園の名称（第三者と共同で収集する場合は、当該第三者の名称）

二　取得する個人情報を第三者に提供する場合、当該第三者の名称

三　取得する個人情報に係る業務を第三者に委託して行う場合には、業務委託を行う旨

四　本人による能動的な提供によらずに取得する場合、取得に用いる技術の概要

五　取得する個人情報の概要

六　個人情報の利用目的（第二号の提供先による利用目的も含む。）

七　個人情報の提供が必須か任意かの区別

八　本人が提供する個人情報に関する、本人による開示請求権等

九　個人情報に関する質問、相談、苦情及び開示請求の連絡窓口

十　安全管理措置を含む、個人情報の取扱いに関する方針

２　前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（外部記録媒体及び web 入力等を含む。）に記載（又は記録）された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合は事後速やかに通知又は公表するものとする。

３　前２項の規定は、次の各号に掲げる場合については、適用しない。

一　利用目的を本人に通知又は公表することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、又は本学園の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合

二　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

三　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（利用目的の制限、変更）

第６条　本学園は、取得した個人情報を、特定した利用目的の範囲内で取扱うものとする。

２　利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものとし、変更後の利用目的は、本人に通知又は公表するものとする。

３　特定した利用目的の範囲を超えて利用する場合は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

四　国の機関や地方公共団体等が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必

要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

（要配慮個人情報の取得）

第７条 要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り取得しないものとする。

２　合理的な理由のもと要配慮個人情報を取得するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

一　前条第３項各号に該当する場合

二　要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体等により公開されている場合

三　本人を目視し、又は防犯カメラ等により、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

四　第２４条第３項各号に該当する場合において、要配慮個人情報の提供を受ける場合

（電子通信技術の利用の際の通知等）

第８条　本学園が、電気通信技術を利用し、本人による能動的な提供によらずに当該本人から個人を特定できない情報を取得する場合には、事前に次の各号に掲げる情報を当該本人に通知又は公表するものとする。

一　取得者及び提供先（第三者提供を行う場合）

二　取得に用いる技術の概要

三　取得する情報の概要

四　取得する情報の利用目的

第３章　個人データの安全管理

（責務）

第９条　役職員等は、法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規程の定めに従い、個人情報を取扱い、本学園が取扱う個人情報を保護する責務を負うものとする。

２　役職員等は、本学園の業務に関して知り得た個人情報を、故意又は過失により、漏えい、滅失又は毀損し、その存否及び内容を当該業務に関係する役職員等以外の者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その地位を退いた後においても同様とする。

３　前項の規定は、第２２条に定める委託先において本学園の委託業務に従事する者又は従事していた者について準用する。

４　本学園は、学生に対して、個人情報の適正な取扱いにつき、適切な指導及び啓発活動に努めるものとする。

（適正な管理）

第１０条　本学園は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の状態に保つよう努めるとともに、本学園が定める保存期間を経過した個人データは遅滞なく消去するものとする。ただし、法令等に保存期間の定めがある場合は法令等に従う

ものとする。 なお、利用する必要がなくなった個人データは、消去するよう努めるものとする。

２　本学園は、取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（個人情報保護管理責任者）

第１１条　本学園に、個人情報保護管理責任者一名を置き、法人本部長をもって充てる。

２　個人情報保護管理責任者は、本学園における個人データを管理する業務を統括し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

（個人情報保護管理者）

第１２条　本学園に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。保護管理社は、個人情報を取扱う各学科、各センター、図書館及び事務局各部の長又は次長をもって充てる。

２　保護管理者は、個人情報の保護に関する取扱いにおいて、個人情報保護管理責任者の指示に従うものとする。

３　保護管理者は、それぞれの組織における個人情報を適切に管理するものとする。

（個人情報保護担当者）

第１３条　本学園に、個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。保護担当者は、保護管理者が自部門から一名又は複数名を指名する。

２　保護担当者は、保護管理者を補佐し、各学科、各センター、図書館及び事務局各部における個人情報の保護に関する業務を行う。

（取扱制限）

第１４条　保護管理者は、個人情報の機密性等その内容に応じて、これに係わる業務に従事する職員等に、個人情報の取扱いについての権限を付与する。

２　職員等は、保護管理者によって付与された取扱権限の範囲を超えて、個人データを取扱ってはならない。

３　保護管理者は、個人データを取扱う職員等を限定し、その利用目的を達するために必要最小限の員数に当該個人情報に関する業務を行わせるものとする。

（複製等の制限）

第１５条　職員等は、次の各号に掲げる個人情報に係る業務については、個人情報保護管理責任者の定める基準又は指示に従って行うものとする。

一　個人データの複製（外部記録媒体への記録を含む。）

二　個人データの送信

三　個人データが記録されている外部記録媒体の外部への送付又は持出し

四　その他個人データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（プライバシー保護委員会）

第１６条　本学園に、プライバシー保護委員会を置く。

２　プライバシー保護委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

一　学長

二　個人情報保護管理責任者

三　保護管理者

四　その他本学園の委嘱した者

３　プライバシー保護委員会の委員長は、学長をもって充て、委員長が招集及び議事の進行を行う。委員長は、必要に応じ職員等の関係者を出席させ、意見を聴くことができる。

４　プライバシー保護委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

一　個人情報の保護・取扱・安全管理等に関する全学的な施策に関する事項

二　新たなリスクに対応するための個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた取組みに関する事項

三　保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用の停止若しくは消去の要求、利用目的の通知の請求又は苦情申立てがあった場合の対応であって、個人情報保護管理責任者がプライバシー保護委員会による審議を必要と判断した事項

四　その他個人情報の保護のために必要な事項

５　プライバシー保護委員会に関する事務は、総務部が行う。

（教育研修）

第１７条　個人情報保護管理責任者は、個人情報を取扱う業務に従事する職員等に対し、個人情報の保護に必要な教育研修を年１回以上行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、個人情報を取扱う情報システムの管理業務に従事する職員等に対する教育研修は、「学校法人ソニー学園情報セキュリティポリシー情報セキュリティ規程」に定めるところによるものとする。

３　保護管理者は、職員等の前２項の教育研修への参加について、必要な措置を講じるものとする。

（個人データの管理）

第１８条　保護管理者は、各学科、各センター、図書館及び事務局各部の保有する個人データを適正に管理するため、次の各号に掲げる事項を記録した個人データ管理台帳を作成し、個人情報保護管理責任者に提出し、その正確性・最新性を保つように努めるものとする。

一　個人情報データベース等の名称

二　個人情報データベース等を利用する組織の名称とその責任者

三　個人情報データベース等の利用目的

四　個人情報データベース等に記録される項目

五　個人情報データベース等に記録される個人情報の取得方法

六　個人データの保管期間

七　個人情報データベース等を第三者に提供する場合には、その提供先
八　その他必要な事項
2　保護担当者は、個人データの取扱状況を確認するため、個人データ取扱記録簿を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。
一　個人情報データベース等の利用・出力状況
二　個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持出し状況
三　個人データ等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）
四　個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、当該取扱いを行う職員等の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）
3　個人情報保護管理責任者は、定期的又は臨時に個人データの管理状況及び取扱状況を保護管理者に確認するものとする。

（物理的・技術的安全管理措置）
第１９条　個人情報保管場所からの個人情報の不正な持出し、個人情報取扱い業務における不正行為等の防止のための物理的安全管理措置及び情報システムからの漏えい等の防止のための技術的安全管理措置については、別に定める。

（外部記録媒体の管理等）
第２０条　職員等は、保護管理者の指示に従い、個人データが記録されている外部記録媒体を定められた場所に保管し、権限を付与された職員等以外の者が持出しできないよう、施錠等を行わなければならない。
2　職員等は個人データ又は個人データが記録されている外部記録媒体が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能となる方法により、当該個人データの消去又は当該外部記録媒体の廃棄を行うものとする。

（安全確保上の問題への対応）
第２１条　個人情報の安全確保の上で問題となる事態（盗難、不正アクセス、紛失等の漏えい、滅失、毀損等）が発生した場合には、その事実を知った職員等は、直ちに所属する各学科、各センター、図書館及び事務局各部の保護管理者に報告するものとする。
2　前項の報告を受けた保護管理者は、理事長及び個人情報保護管理責任者に報告するものとする。
3　前項の報告を受けた個人情報保護管理責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置、事案の発生した経緯、被害状況等の調査を、事案の発生した各学科、各センター、図書館及び事務局各部に指示するとともに、速やかに次の各号に掲げる措置を講じるため、学長に対しプライバシー保護委員会の招集を要請するものとする。
一　事実関係の調査及び原因の究明
二　影響範囲の特定
三　影響を受ける可能性のある本人への連絡
四　再発防止策の検討及び実施

五　文部科学省及び個人情報保護委員会等への事実関係及び再発防止策等の報告
六　事実関係及び再発防止策等の公表

4　本学園は、第１項の発生した事態が、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものに該当するときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知するものとする。

5　本学園は、前項において本人への通知が困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要な通知に代わる措置をとるものとする。

第４章　個人データの委託、共同利用、第三者提供

（委託）

第２２条　本学園が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を外部業者等に委託する場合には、当該外部業者等（以下「委託先」という。）に個人データを預託することができる。

2　前項の場合、本学園は、預託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

3　本学園は、委託先の選定に当たって、委託先の業務管理体制、規程整備等の状況の確認（必要に応じ個人データの取扱場所での現地確認等）をし、個人データの安全管理措置が十分になされることを確認するものとする。

4　本学園は、委託先と締結する業務委託契約書に、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一　委託先における個人データを取り扱う者の明確化に関する事項
二　委託先において講ずべき安全管理措置の内容
三　個人データの加工（業務委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん、複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等業務委託契約の範囲内のものを除く。）の禁止
四　委託先の秘密の保持に関する事項
五　預託された個人データに関する業務の再委託の可否及び条件等に関する事項
六　業務委託契約終了後の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは抹消に関する事項
七　業務委託契約内容が遵守されなかった場合の損害賠償その他の措置に関する事項
八　委託先において個人データの漏えい事故等が発生した場合の報告義務及び責任に関する事項
九　業務委託契約期間等に関する事項
十　委託先の監査に関する事項

5　保護管理者は、業務委託契約の内容の実施状況を把握するため、委託先に対し定期的又は臨時的に監査等を行うこととする。

（共同利用）

第２３条　本学園は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人データを提供することができる。

２　前項の場合において、本学園は、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

一　個人データを共同利用する旨

二　共同利用する個人データの項目

三　共同利用する者の範囲

四　共同利用する者の利用目的

五　共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

（第三者への提供）

第２４条　本学園は、第６条第３項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

２　本学園は、第三者への提供を利用目的とする個人情報の収集は行わず、又、オプトアウトによる個人データの第三者提供は行わないものとする。

３　次の各号に掲げる場合は、第三者提供に該当しない。

一　第２２条の定めによる委託に伴って個人データを預託する場合

二　前条の定めによる共同利用に伴って個人データを当該特定の者に提供する場合

三　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合

４　本学園は、本条に基づく個人データの提供先において、個人データを提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について、当該提供先との間に契約書を締結するなど、適切な措置を講じるものとする。

（外国の第三者への提供）

第２５条　本学園は、次の各号のいずれかに該当する外国の第三者へ個人データを提供する場合は、本人の同意を得るものとする。

一　我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める外国にある第三者

二　個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している外国の第三者

２　前項の規定にかかわらず、第６条第３項各号のいずれかに該当する場合は、同意を要しないものとする。

３　第１項に規定する外国の第三者以外の外国の第三者に個人データを提供する場合は、次の各号のすべてを満たすことを要するものとする。

一　外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得ること

二　前号の本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該

本人に提供すること

三　個人データを外国にある第三者に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による措置（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置）の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供すること

（第三者への提供に係る記録の作成等）

第２６条　個人データを第三者へ提供したとき（第６条第３項各号のいずれかに該当する場合又は第２４条第３項各号に該当する場合を除く。）は、保護管理者は、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成するものとする。ただし、本学園が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して当該本人の個人データを第三者へ提供する場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の各号に掲げる事項が記載されているときは、当該契約書等をもって記録に替えることができるものとし、また、既に記録されている事項と同一の事項については、当該事項の記録を省略することができるものとする。

一　本人の同意を得ている旨

二　第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

三　提供した個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

四　提供した個人データの項目

五　提供年月日

２　前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成するものとする。ただし、個人データを第三者に継続的に若しくは反復して提供したとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

３　本学園は、前２項により作成した記録を、次の各号に応じて保存するものとする。

一　第１項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合　　最後に個人データの提供を行った日から起算して１年を経過する日まで

二　前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合　　最後に個人データの提供を行った日から起算して３年を経過する日まで

三　前各号以外の場合　　当該記録を作成した日から３年間

４　第１項及び第２項の記録は、本人が求めたときは第３０条に準じて開示する。

（第三者からの提供）

第２７条　第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に掲げる事項を確認し、その取得方法が適法なものであることを確認のうえ、個人情報保護管理責任者の承認を得るものとする。ただし、当該個人データの提供が第６条第３項各号又は第２４条第３項各号に該当する場合は、この限りではないものとする。

一　第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者

二　第三者による当該個人データの取得の経緯

2　前項により個人データの提供を受けた場合、保護管理者は、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成するものとする。ただし、本学園が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して第三者から個人データの提供を受けた場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の各号に掲げる事項が記載されているときは、当該契約書等をもって記録に替えることができるものとし、また、既に記録されている事項と同一の事項については、当該事項の記録を省略することができるものとする。

一　本人の同意を得ている旨

二　前項各号に掲げる確認事項

三　提供を受けた個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

四　提供を受けた個人データの項目

五　受領年月日

3　前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、すみやかに作成するものとする。ただし、第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができるものとする。

4　本学園は、前２項により作成した記録を、次の各号に応じて保存するものとする。

一　第２項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合　　最後に個人データの提供を受けた日から起算して１年を経過する日まで

二　前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合　　最後に個人データの提供を受けた日から起算して３年を経過する日まで

三　前各号以外の場合　当該記録を作成した日から３年間

5　第２項及び第３項の記録は、本人が求めたときは第３０条に準じて開示する。

第５章　保有個人データの開示、訂正、利用停止等

（保有個人データの本人への周知）

第２８条　本学園は、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項をホームページ等に掲載する等、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

一　本学園の名称

二　全ての保有個人データの利用目的（第５条第３項第１号、第２号に該当する場合を除く。）

三　保有個人データの利用目的の通知請求（第２９条）、開示請求（第３０条）、訂正等の請求（第３１条）、又は利用停止等の請求（第３２条）に応じる手続（請求等に係る手数料を含む。）

四　保有個人データの取扱いに関する苦情や問い合わせの受付窓口

（利用目的の通知請求）

第２９条　本人は、本学園に対し、自己に関する保有個人データの利用目的の通知を請求することができる。なお、請求は、代理人によって行うことができる。

２　前項の請求は、学生証、職員証、身分証明書、代理権を有することを証明する書面等により本人又は代理人であることを明らかにし、本学園の定める所定の請求書を、本学園の定める手数料とともに個人情報保護管理責任者に提出して行われるものとする。

３　個人情報保護管理責任者は、第１項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく利用目的を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　前条第２号の規定により保有個人データの利用目的が明らかな場合

二　第５条第３項第１号、第２号に該当する場合

４　個人情報保護管理責任者は、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

（保有個人データの開示請求）

第３０条　本人は、本学園に対し、自己に関する保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。なお、請求は、代理人によって行うことができる。

２　前項の場合、本学園は、当該本人に対して、開示等の請求に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録等を特定するに足りる事項の提示を求めることができるものとする。

３　第１項の請求は、前条第２項に定める手続に準じて行われるものとする。

４　個人情報保護管理責任者は、第１項の請求を受けたときは、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　本学園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三　他の法令に違反することとなる場合

５　個人情報保護管理責任者は、開示を求められた保有個人データの全部又は一部の開示につき、必要に応じて、プライバシー保護委員会に付議し、意見を聴くことができる。

６　書面による開示は、当該保有個人データの記載されている文書の写しを交付する方法により行うものとする。又、当該保有個人データが、コンピュータ処理用の個人情報データファイルを構成するものである場合は、コンピュータによって出力した帳票の交付をもって行うものとする。ただし、本人の同意があれば、その他の適宜な方法をもって開示することができるものとする。

７　個人情報保護管理責任者は、保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨

を通知するものとする。

（保有個人データの訂正等）

第３１条　本人は、本学園に対し、自己に関する保有個人データの内容が事実でないときは、その内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。なお、請求は、代理人によって行うことができる。

２　前項の請求は、第２９条第２項に定める手続に準じて行われるものとする。ただし、手数料は必要としない。

３　個人情報保護管理責任者は、第１項の請求を受けた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

４　個人情報保護管理責任者は、第１項の請求に係る保有個人データの全部又は一部の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（保有個人データの利用停止等）

第３２条　本人は、本学園に対し、自己に関する個人データが次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の停止、消去又は第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。なお、請求は、代理人によって行うことができる。

一　第６条の規定に違反して目的外利用されたとき

二　不正の手段により取得されたものであるとき

三　第７条の規定に違反して要配慮個人情報が取得されたとき

四　第２４条又は第２５条の規定に違反して第三者に提供されたとき

五　本学園が当該本人の保有個人データを利用する必要がなくなった場合、当該保有個人データの漏えい、滅失、毀損その他の保有個人データの安全確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じた場合、その他当該保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

２　請求の手続については、前条第２項の規定を準用する。

３　個人情報保護管理責任者は、第１項各号の請求を受け、第１項第１号乃至第４号についてはその事実が判明したとき、第１項第５号についてはその請求に理由があることが判明したときは、違反を是正又は本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行うことが困難な場合は、個人情報保護管理責任者は学長に対し、プライバシー保護委員会の召集を要請し、本人の権利利益を保護するため、プライバシー保護委員会で決定したこれに代わるべき措置をとることができるものとする。

４　個人情報保護管理責任者は、第１項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（苦情処理）

第３３条　本学園は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

２　本学園は、前項の苦情処理等の窓口を総務部に設置し、総務部は本人から苦情の申出を受けた場合は、直ちにその旨を、当該個人情報を所管する保護管理者に報告する。

３　前項の報告を受けた保護管理者は、個人情報保護管理責任者に報告し、必要に応じてプライバシー保護委員会に付議し意見を聴くなど、当該苦情に対し、適切に対応するものとする。

第６章　匿名加工情報の作成等及び義務

（匿名加工情報の作成等）

第３４条　本学園は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないよう、当該個人情報を加工するものとする。この場合において、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。

（匿名加工情報の第三者提供）

第３５条　本学園は、作成した匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

（識別行為の禁止）

第３６条　本学園は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第３７条　本学園は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置及び当該匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するものとする。

第７章 仮名加工情報の作成等及び義務

（仮名加工情報の作成等）

第３８条　本学園は、仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規

則で定める基準に従い、個人情報を加工するものとする。

（仮名加工情報の安全管理措置）

第３９条　本学園は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じるものとする。

第８章 雑 則

（関係法令の適用）

第４０条 この規程に定めのない事項及びこの規程の解釈適用は、法、その他の関係法令に従う。

（改廃）

第４１条 この規程の改廃は、プライバシー保護委員会及び常勤理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、2020 年 11 月 10 日から施行する。